

東川町新まちづくり計画

# プライムタウンづくり計画 21-Ⅲ

計画期間：2019年度～2023年度

写真文化首都「写真の町」

東 川 町

## ～もくじ～

### I はじめに

1 策定の背景	1
2 東川町の概況	1
(1) 位置・地勢	
(2) 沿革	
(3) 人口・世帯	
3 東川町の産業と地域資源の状況	2
(1) 産業	
(2) 地域資源	
(3) その他の特徴的な取り組み	
4 東川町の特徴的な地域課題	4

### II 基本的な考え方

1 策定趣旨及び目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	

### III 基本計画（目指すべき姿と基本的な目標）

1 目指すべき姿	7
2 基本的な目標と施策の方向	
基本目標1 人と文化を育むまちづくり ～人づくり～	
【教育・芸術文化・地域間交流・国際交流・多文化共生】	8
基本目標2 人にやさしく健康を支えるまちづくり ～安心・安全なくらしづくり～	
【保健・医療・福祉・子育て環境・生活環境・防災】	11
基本目標3 人と自然が共生するまちづくり ～美しく住みよい環境づくり～	
【景観・土地利用・生活基盤整備・道路・交通】	14
基本目標4 経済基盤豊かなまちづくり ～活力ある産業づくり～	
【農業・林業・商工業・観光・写真の町】	16
基本目標5 参加と対話で築くまちづくり ～コミュニティづくり～	
【地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携】	19

# プライムタウンづくり計画 21-Ⅲ (案)

## I はじめに

### 1 策定の背景

東川町は、おいしい水、うまい空気そして豊かな大地さらに、大雪山国立公園の主峰「旭岳」を擁する優れた自然環境に恵まれた町です。私たちは、この多様な植物や動物たちが息づく雄大な自然環境と、風光明媚な景観を未来永劫に保ち、先人たちから受け継ぎ共に培った美しい風土と豊かな心をさらに育み、この恵まれた大地に世界の人々に開かれた町、心のこもった「写真映りのよい」町の創造をめざしていかなければなりません。〈写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例前文より〉

「まちづくり」とは、すべての町民がまちに活気とやすらぎを感じ、将来の夢を託して心豊かに暮らし、「住んで良かった」と思えるまちを持続・発展させることにあります。

東川町はこれまで、先人が築き上げてきた郷土を受け継ぎ発展させるため、地域の特性と貴重な資源を活かし、昭和 60 (1985) 年に「写真の町」を宣言し、写真文化を通じたまちづくりを進め、平成 26 (2014) 年には、「写真の町」宣言 30 年を迎え、「写真文化首都」を宣言し、写真のみならず多様な文化と人の交流による地域の活性化という新たな取り組みにより、独自のまちづくりを進めてきました。

東川町の人口は、昭和 30 (1955) 年をピークに減少に転じましたが、平成 7 (1995) 年からは再び増加し、平成 26 (2014) 年には「プライムタウンづくり計画 21-Ⅱ」(平成 25 年度～平成 29 年度)における目標人口であった 8,000 人を回復しました。これは、写真の町の取り組みを中心に、本町の特性を活かした魅力あるまちづくりを、町民と議会、行政が一体となり、多くの困難を乗り越え、知恵を出し合っ取り組んできた大きな成果であると言えます。

しかし、地方自治体を取り巻く状況は、人口減少や少子・高齢化による人口構造の変化、経済の停滞、自然災害への意識向上、地方創生の推進など、社会情勢を含めて依然として大きく変化しています。

こうした時代の変化に的確に対応し、東川町が持続可能な町として発展し続けるため、本町が目指すべき将来像や目標を定め、その実現に向けて総力によるまちづくりを進めるための基本方針となる「プライムタウンづくり計画 21-Ⅲ」を策定するものです。

## 2 東川町の概況

### (1) 位置・地勢

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、中核都市である旭川市と隣接し、その中心部から 13 km (車で約 20 分)、旭川空港からは 8 km (車で約 10 分) の距離にあります。

東西が 36.1 km、南北が 8.2 km という東西に長い町域の東部は山岳地帯で大規模な森林地域を形成し、日本最大の自然公園「大雪山国立公園」の区域の一部でもあり、町の面積 (247.06 km<sup>2</sup>) の半分近く (約 102.55 km<sup>2</sup>) が大雪山国立公園の面積となっています。北海道の最高峰である大雪山連峰旭岳 (2,291m) も町域に所在し、その美しい自然景観と豊富な森林資源は高く評価されています。

上川の内陸盆地に位置するため、四季の移り変わりがはっきりしており、特に旭岳温泉や天人峡温泉では、新緑の森林、愛らしい高山植物の花、色鮮やかな紅葉、パウダースノーのふわふわした一面の雪

景色等、四季折々で最上の景色がつくり出されています。

## (2) 沿革

本町開拓の歴史は、忠別川の豊富な水と肥沃な土地や恵まれた自然環境の中で、幾多の困難や試練を経て、今日までに至る先人の足跡が刻まれており、農業を基幹産業として発展してきました。

明治 27 (1894) 年に、旭川村字忠別原野を北海道庁によって殖民地の区画設定がなされ、明治 30 (1897) 年 12 月に旭川村から分割して東川村と称すことになりました。その後、明治 32 (1899) 年 6 月、旭川村からの分離により東旭川村に戸長役場を設置、同 42 (1909) 年 4 月には、東川村として分村独立。そして、昭和 34 (1959) 年 8 月、町制施行により東川町となりました。

## (3) 人口・世帯

東川町では、高度経済成長期であった昭和 29 (1954) 年から昭和 48 (1973) 年まで、札幌市や首都圏等への人口流出が続き、人口が大きく減少しました。その後も緩やかな減少が続きましたが、平成 7 (1995) 年から民間による宅地造成が行われ、旭川市に隣接するという立地条件も幸いして、人口が増加に転じました。その後も、町土地開発公社による中小規模の分譲宅地の販売等に努め、微増を維持しており、平成 30 (2018) 年 12 月末における住民基本台帳では 8,382 人となっています。

住民基本台帳における平成 10 (1998) 年から平成 30 (2018) 年まで 5 ヶ年毎の人口動態は下図のとおりですが、平成 21 (2009) 年から開始した日本語・日本文化研修事業や旭川福祉専門学校日本語学科開設、町立東川日本語学校開校による外国人留学生の増加についても、人口維持・増加に大きな役割を果たしています。

東川町の人口動態 (各年住民基本台帳 12 月末の数値)

	平成 10 (1998) 年	平成 15 (2003) 年	平成 20 (2008) 年	平成 25 (2013) 年	平成 30 (2018) 年
人口	7,408	7,551	7,818	7,948 内外国人 (51)	8,382 内外国人 (380)
世帯数	2,616	2,870	3,195	3,477 内外国人 (42)	3,950 内外国人 (351)

注：外国人登録制度の廃止に伴う住民基本台帳法の改正 (平成 24 年 7 月) により、平成 25、30 年の数値には外国人の数が含まれます。( ) は外国人に係る数値を内数で記載しています。

写真文化首都東川町・まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン (2015 年) では、本町の人口は非常に緩やかに減少し、2060 年時点で 1994 年と同程度の人口を想定しています。年少人口については、子育て世帯の転入増により維持できているものの、出生数が減少傾向にあるため、老年人口の増加と相まって、1990 年代より自然減が続いており、出生率の向上が課題となっています。生産年齢人口は、子育て世代の転入が増加しているにも関わらず、一貫して減少を続け、平均寿命の伸び等に伴う老年人口の増加により、高齢化が進行している状況です。

今後の人口維持のためには、町民の満足度を高めて出生率の向上や定住につながる施策、さらには外国人留学生に関する制度の充実などに取り組み、社会増が自然減を上回ることが引き続き重要であるため、転入超過を維持し続ける必要があります。

### 3 東川町の産業と地域資源の状況

#### (1) 産業

東川町の産業構造は、従業者数（総務省「国勢調査」2015年）で見ると、第1次産業が817人（21%）、第2次産業が663人（17%）、第3次産業が2,387人（62%）となっています。

第1次産業については、農業産出額43億6千万円（農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」2016年）のほとんどを、米（26億6千万円）と野菜（16億円）が占めており、特に米については、水田面積率が81.5%（農林水産省「面積調査」2017年）と、全国平均（54.4%）や北海道平均（19.4%）と比べて圧倒的に高く、2,294haの水田を184経営体（農林水産省「2015年農林業センサス」）で耕作し、JAひがしかわを中心とする徹底した品質管理と栽培技術の向上により、地域団体商標「東川米」のブランド化や高付加価値化を推進しています。

第2次産業は、RESAS（地域経済分析システム）によれば、付加価値額が183億円（2013年）と最も大きく（第1次産業：36億円、第3次産業：111億円）なっていますが、半面、常用従業者数が減少しています。（平成3（1991）年：1,307人→平成25（2013）年733人）これは、出荷額が製造業全体の64.6%を占め（2013年の木材・木製品および家具・装備品の製造品出荷額）、第2次産業の基幹である木工・家具産業において、1960年代半ば以降進んでいた町内への企業集積が、大量生産型メーカーの撤退等により弱体化し、存続している事業所では後継者が不足しているといったことが背景となっています。

第3次産業については、卸売業・小売業や医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業に従事している人が多く、中でもカフェレストラン、ベーカリー、セレクトショップなどが、転入者やUターン者の開業によって増加している（平成21（2009）年度：16軒→平成26（2014）年度：31軒）のは、これまで実施している起業支援制度や定住支援、町の魅力発信による成果が現れているものと考えられます。一方、高齢化に伴い、町内においても介護保険施設等が増設される等、需要が高まっている医療・福祉については、北海道の有効求人倍率（厚生労働省「職業安定業務統計」2017年8月）が、保健医療サービスで2.06倍、介護サービスで2.77倍と、人手不足が顕在化してきています。

#### (2) 地域資源

東川町は、大雪山を臨む田園風景等の景観が美しい町であり、平成19（2007）年には北海道で初めて景観行政団体の指定を受けました。その大雪山の自然が蓄えた雪解け水は、長い年月をかけて地中深くしみ込み、良質で豊かに湧き出る地下水となります。この地下水の象徴とも言える大雪旭岳源水は、ミネラルが豊富にバランス良く含まれる、国内でも珍しい中硬水で、水温も約6～7度と年間を通して一定であり、源泉からは毎分4,600ℓの湧出量を誇っています。そのため、本町には上水道はなく、全戸が地下水によって暮らしている全国でも珍しい町です。

この恵まれた自然環境や景観を活かして、昭和60（1985）年に「写真の町」を宣言し、「東川町国際写真フェスティバル」や「写真甲子園」をはじめとする写真によるまちづくりに取り組んできており、平成26（2014）年には「写真の町」宣言30周年を迎えて「写真文化首都」宣言を行い、「高校生国際交流写真フェスティバル」等の新たな展開も進めています。

また、基幹産業である農業は、冷涼な気候、大雪山の清流、肥沃な土壌を活かし、道内随一の米どころとして発展を遂げ、「東川米」、「ひがしかわサラダ」は、本町の素晴らしい気候風土、ミネラル成分豊富

な水を活かしたブランドとして確立し、農作物と田園景観そのものが地域資源となっています。

全国的に名高い旭川家具の約3割が本町で生産されており、多くの家具職人が集まっています。比較的小規模な工房が多く、それに惹かれた木工クラフト作家らが転入してアトリエやギャラリーを開設し、「クラフト街道」等の集積につながっています。その基盤の上に、椅子研究家の織田憲嗣氏が収集・研究してきた20世紀のデザイン家具や日用品の、世界有数のデザインコレクションである「織田コレクション」の公有化についても進めています。

これらの大雪山文化、写真文化、木工・家具デザイン文化は、本町の特徴的な地域資源であり、転入者に対するアンケート調査やインタビュー調査においても、これらに魅力を感じて転入したという回答が非常に多く見られます。

### (3) その他の特徴的な取り組み

そのほか、東川町の特徴的な取組として、国際交流や国際情報発信、日本語・日本文化研修等による、世界に開かれたまちづくり・ひとづくりの推進があります。

具体的には、平成22(2010)年から取り組んでいる外国青年(国際交流員)招聘や、高校生・中学生等の海外派遣・受入事業、台湾・タイ・韓国・中国・ベトナムの5カ国・地域に本町独自の事務所を置き、相互のネットワークを構築することにより、国際交流、観光振興、日本語教育事業の受入など様々な事業を進めています。これらの取組の中で、町内には5カ国・地域との交流団体が発足、活動しています。

また、平成21(2009)年から日本語・日本文化研修事業を開始し、平成26(2014)年までの5年間で約1,000人を受け入れた実績を基に、平成26(2014)年1月に旭川福祉専門学校に日本語学科が開設され、また、平成27(2015)年には全国初の公立日本語学校である町立東川日本語学校を開校。現在は300名を超える海外からの留学生・研修生が町内に滞在し、地域経済の循環においても欠くことのできない役割を持ち、町民との交流も進んでいます。

これまでの約10年にわたる取組により培った、国際的な人の交流やネットワークを強みとし、多文化共生という本町の特徴性を踏まえた視点によるまちづくりが図られています。

## 4 東川町の特徴的な地域課題

国内では人口減少が大きな問題になっており、地方から東京などの大都市への人口流出が止まらず、多くの地方自治体が危機感を抱いています。人口減少は、地域を支える基幹産業の維持に影響を与えるだけでなく、消費人口の減少による地域内消費の落ち込みと併せ地域経済の減退を招き、商店や各種サービスなどの利便性や、町の魅力自体の低下を招き、町の活力低下と人口減少を加速します。支える住民がいなくなった町は行政サービスの低下を招くなど、衰退への負のスパイラルを生み出します。このことから、いかに町の魅力を高め、地域外の応援者も含めた人口を維持・拡大し、地域内消費を喚起しながら、町の活力を維持していくかが町づくりの重要な課題となっています。

本町の人口が平成6(1994)年以降、微増を維持している(平成6(1994)年:7,066人→平成30(2018)年:8,382人)直近3年の平均年間人口増加率:1.1%)のは、社会増(転入超過)によるものであり、自然増減については、1992年以降死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。生産年齢人口も一

貫して減少しており、出生率の向上に努めると同時に、引き続き社会増を維持し続ける必要があります。

このような転入者の増加や、町立東川日本語学校および町内に立地する学校法人北工学園旭川福祉専門学校（2017年度：745人）をはじめとする外国人の受け入れの増加は、本町の地域経済の維持や人口維持の重要な要因となっていますが、そういった外国人を含む新たな住民が、以前から住んでいる町民と交流し、地域コミュニティに参加し、単なる行政サービスの消費者ではなく、本町の一員として共にまちづくりに参画していかなければ、まちの一体感が低下し、「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせるまちの魅力の減少につながりかねません。

また、平成21（2009）年の受け入れ開始後、日本語・日本文化研修の受講者数は年々増加しており、累計2,800名を超える（平成30（2018）年9月現在）など、町内に外国人がいることが日常的な風景となってきています。しかし、研修終了後は日本で進学・就職することなく、大半（78.9%）が帰国しているのが現状であり、次の段階として、外国人が、彼らにとっては異文化である日本で活躍できるようになるための、支援・育成が必要となっています。

さらに、納税義務者1人当たりの課税対象所得額は2,527.8千円（総務省統計局「市区町村データ 社会生活統計指標（廃置分合処理済）」2016年）と低く、40年以上北海道平均を下回っていますが、若い世代や子育て世代から高齢者までの多世代の町民、また本町に魅力を感じて転入し、あるいは留学してきた人達の、経済的な安定や、育児や介護、あるいは勉強をしながら時間を有効に活用して働きたいといった希望をかなえるような、新しい働き方や仕事（経済基盤）を創出することで、東川町に安定して住み続ける人を増やし、自立して持続可能な地域経済につなげていかなければなりません。

合わせて、民間賃貸住宅（380戸程度）は、空室が出てもすぐ次の入居者が決まる状態であり、土地開発公社による宅地分譲もほぼ完売している状況にありますが、空き家活用については未着手であるため、転入者受け入れを継続するために、新たな住まいの提供が必要となっています。また、有料老人ホーム（4施設：定員87名）やサービス付き高齢者向け住宅（1施設：30室）も常にほぼ満室状態であり、最期まで安心して暮らせる住宅や居住地等の環境を整備していく必要があります。

## II 基本的な考え方

### 1 策定趣旨及び目的

東川町は、町の調和ある発展を図り計画的なまちづくりを進めるため、昭和42（1967）年に「町づくり5カ年計画」を策定し、これまで5カ年を単位期間とする計画的な町づくりを行い、町民の福祉と生活水準の向上、生活基盤の整備などに大きな成果を収めてきました。

その間、これまでの成果と課題を再度認識し、次代を担う子どもたちの夢ある人材育成に努めるとともに、全ての住民が充実した未来を描ける生活環境の充実のため、地域資源を活かした施策の実現に努め、地域が自立して持続可能なまちづくりを進めてきました。

これまで、総合計画に関しては、地方自治法第2条第4項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められていました。しかし、国の地域主権改革のもと、平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられました。こうした中、本町においては、総合計画を本町のまちづくりの最上位計画として位置づけ、『写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例』第17条で総合計画の策定を義務付けるとともに、「東川町議会の議決すべき事件を定める条例」第2条において、総合計画の基本構想の策定を議決案件として、その重要性・必要性を明確化しています。

社会情勢はめまぐるしく変化を遂げており、地方自治はより自主性と独自性を求められる時代となっています。また、「写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進をはじめ、施策や事業の実施にあたっては、国における地方創生の推進と多様な社会情勢の変化や展望を踏まえ、より効果的な手段の活用により展開をめざしていくことが不可欠です。

このような背景にあって、町民と行政が一体となり、活力と潤いのある町の未来を築き上げていくことの重要性を共有し、町民参加による町民主体の町民福祉向上のまちづくりを計画的に推進するため、これまで進めてきた「プライムタウンづくり計画21-I」（平成20（2008）年～平成24（2012）年）、「プライムタウンづくり計画21-II」（平成25（2013）年～平成29（2017）年）を踏襲し、今後5カ年間の計画を「プライムタウンづくり計画21-III」として策定します。

### 2 計画の位置づけ

「プライムタウンづくり計画21-III」は、地方自治法旧第2条第4項に基づく基本構想を含む総合計画及び写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例第17条に定める総合計画であり、本町のまちづくりの最上位に位置づけられる計画とします。

### 3 計画期間

「プライムタウンづくり計画21-III」の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、従前の基本構想を基本計画に包含し、「目指すべき姿（基本理念・基本目標）」と「基本的な目標と施策の方向」による構成とします。

東川町がめざすべき将来へ向けた基本的な方向を明らかにし、体系別に施策の方向を定めることにより、基本計画に基づいた事業を推進するとともに、年度毎に実施する具体的な事業内容は状況の変化に即した手法と手段を用いた対応を図っていくこととします。



### Ⅲ 基本計画（目指すべき姿と基本的な目標）

#### 1 目指すべき姿

「人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ」を基本理念に、「人間」、「資源」、「財源」の確保と循環を図るとともに、誰もがいつまでも快適に東川町で暮らすことができる「ダム機能」、東川町への多様な交流を生み出す「ハブ機能」、老若男女が集い、語り、学び、創（つく）り、楽しむことができる「キー機能」の創出を核に、創造的で持続する町づくりを進めます。

#### まちづくりの基本理念

人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ

この基本理念には、「人」「自然」「おりなす=調和・知性・文化」「輝きの大地=美しさ・力強さ」の意味が込められており、これらの要素がこよなく調和する町を構築する意図を表したものです。

平成4年に策定した、東川町新まちづくり計画より制定されたもので、今回策定の「プライムタウンづくり計画 21-Ⅲ」においてもその理念を継承します。

#### まちづくりの基本目標

（教育・芸術文化・地域間交流・国際交流・多文化共生施策の目標）

**基本目標1 人と文化を育むまちづくり <人づくり>**

（保健・医療・福祉・子育て環境・生活環境・防災施策の目標）

**基本目標2 人にやさしく健康を支えるまちづくり <安心・安全なくらしづくり>**

（景観・土地利用・生活基盤整備・道路・交通施策の目標）

**基本目標3 人と自然が共生するまちづくり <美しく住みよい環境づくり>**

（農業・林業・商工業・観光・写真の町振興施策の目標）

**基本目標4 経済基盤の確かなまちづくり <活力ある産業づくり>**

（地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携施策の目標）

**基本目標5 参加と対話で築くまちづくり <コミュニティづくり>**

## 2 基本的な目標と施策の方向

### 基本目標1 人と文化を育むまちづくり ～人づくり～

#### 【教育・芸術文化・地域間交流（定住・移住）・国際交流・多文化共生】

本町が持つ豊かな自然環境と先人が築きあげてきた生活・文化の基盤、さらには、本町の特徴的な地域資源である写真文化、大雪山文化、家具デザイン文化を活かした学びと魅力発信により、東川の大地のもとで、創造的でたくましい輝きのある人づくりと魅力ある地域文化を育成していきます。

少子・高齢化、国際化などの社会情勢がめまぐるしく変化し、その変化に対応できる人材が必要であることから、次代を担い、将来の地域を支える優れた人材を育てるため、幼児期から青年期まで質の高い教育を受けることができるよう、教育環境の充実を図っていきます。

また、町民一人ひとりが心豊かに生きがいを持った生活が営めるよう、誰もが生涯にわたり学習を積み重ねることができる機会の創出と自由に楽しく学べる学習機会の提供、健康でいきいきとした生活を築くためのスポーツ・レクリエーション活動を振興するとともに、環境の充実を図っていきます。

さらに、異なる文化や世代が互いに理解し尊重し合う多文化・多世代共生のまちづくりを視野に、地域資源と自然や歴史を生かした誇り高い文化の創造、定住に向けた取り組みと外国人を含む交流機会を充実するとともに、海外・地域との交流による国際的な広い視野を持つ人材の育成を図っていきます。

### 施策の方向

#### ●教育

##### 幼児教育

- ・保育、幼児教育内容の充実
- ・幼児センター受入体制の充実

##### 義務教育

- ・総合教育会議の推進
- ・学習支援の充実（特別支援員・学習支援員・教育補助員等の配置）
- ・学校図書館司書の配置
- ・ICT等教育環境の整備推進
- ・少人数クラス推進による指導の充実
- ・新たな教育への積極的な対応（教育指導要領等）
- ・不登校児童生徒への対応支援の充実（SC、SSWの配置）
- ・国際教育交流事業の推進
- ・新教科「Globe」の推進（国際教育に係る研究開発学校の取り組み）
- ・日本語留学生等との交流推進
- ・外国青年招致事業の活用推進（ALT、CIR、SEA）
- ・定住外国人子弟の学習支援
- ・特別支援児童生徒に対する支援
- ・ふるさと教育の推進（郷土と地域への理解と思いを深める教育）

- ・地域資源を活かした体験学習や環境学習などの地域学習の推進
- ・地元産農産物を利用した給食提供をはじめとする食育の推進
- ・思いやりある心づくりの推進（道徳教育の充実）
- ・特色ある学校づくりの推進
- ・地域や家庭と連携した学校運営の推進（コミュニティスクール、学校・家庭・地域の協働活動の推進）
- ・放課後活動の充実（学社連携事業、土曜学習、少年団活動など）
- ・学校を核とした地域づくりの推進
- ・幼・小・中・高連携の推進
- ・教職員の住環境の充実
- ・教職員の労働環境の改善
- ・地域連携職員の配置

### 高等教育等

- ・北海道東川高等学校の特色ある学校づくりへの支援
- ・北工学園旭川福祉専門学校との連携推進
- ・進学者に対する奨学支援制度の充実

### 生涯学習・スポーツ

- ・町民のニーズに対応した学習活動とスポーツ環境の充実
- ・地域子ども教室の充実
- ・各種教室、講習会等の開催
- ・各種教室や事業を担う新たな地域人材の発掘（キャリアバンクの構築）
- ・学校体育館開放事業の推進
- ・体育協会、スポーツ少年団への活動支援
- ・スポーツ、レクリエーション施設の充実（B&G海洋センターの改修、トレーニングルーム設備充実、町民運動公園トイレ改修など）
- ・ゆめ公園の利活用の促進

### ●芸術文化

- ・文化や芸術に触れる機会の創出（文化芸術活動への参加機会や芸術文化鑑賞機会の提供など）
- ・人材育成等、文化振興のための基盤整備の推進
- ・ヒト・モノ・コトが集う写真文化首都の創造と公共施設の有機的連携
- ・文化や芸術に関する情報発信と文化を通じた多様な交流の創出
- ・「東川町複合交流施設せんとぴゅあ」の利活用と図書館機能の充実
- ・地域特有の文化の振興（大雪山文化、家具デザイン文化、写真文化）
- ・大雪山アーカイブス事業の推進
- ・織田コレクションの活用とデザインスクール等の推進
- ・文化ギャラリー展示の開催
- ・地域における文化財の保護、指定、利活用の推進

### ●地域間交流（定住・移住）

- ・関係人口（交流人口）拡大へ向けた積極的な推進
- ・「写真の町」ひがしかわ株主事業の推進と投資の積極的な活用

- ・地域外の企業や企業職員等への滞在プログラム等の推進（東川オフィシャルパートナー制度など）
- ・移住・定住、U・I・J ターン等の促進（情報発信、プロモーション、相談体制の充実など）
- ・子育て世代や小さな子どもをもつ世帯に対する移住・定住支援
- ・結婚希望を叶えるオリジナル婚姻届活用による若者層へのアピール
- ・民間賃貸住宅のストック活用と整備
- ・空き家や民間住宅等を活用した住居の供給
- ・空き家バンク等による情報提供と利活用の促進
- ・合宿の受け入れ推進等による文化、スポーツとの連携
- ・国外を含む地域外からの多様な人材の受入事業推進（インターンシップ、ふるさとワーキングホリデー事業など）
- ・滞在受入施設の整備活用と体験プログラムの推進（お試し移住、暮らし体験、ツアー実施等）
- ・スポーツクラブとの連携及び支援（北海道コンサドーレ札幌、ヴォレアス北海道など）

### ●国際交流

- ・姉妹都市、友好都市をはじめとした国際交流事業や地域間交流等の推進
- ・海外交流団体との連携や活動支援
- ・海外における関係人口の拡大（日本語留学生、高校生国際交流写真フェスティバル参加者、企業等）
- ・海外事務所や元日本語留学生等と連携した海外における東川町のブランド化推進
- ・高校生海外派遣相互交流事業の実施
- ・写真や文化芸術を通じた国内外との交流の促進
- ・外国青年招致事業の活用推進（ALT、CIR、SEA）【再掲】
- ・高校生国際交流写真フェスティバルの推進
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック事業に伴う交流の推進

### ●多文化共生

- ・外国語講座や他国文化紹介イベントの実施など多文化と触れあう機会の創出
- ・外国青年招致事業を活用した外国人雇用企業や滞在外国人へのサポート推進
- ・日本語教育事業の推進と日本語留学生支援の充実
- ・住民と日本語留学生の多文化・多世代交流の推進
- ・日本語留学生の進路対策、相談体制の充実
- ・日本語留学生の就業と地域における雇用対策への支援
- ・国内他地域と連携した全国的な介護人材育成・供給システムの構築
- ・国内外の他地域と連携した海外における必要な技能を有する人材の育成による国際貢献

## 基本目標2 人にやさしく健康を支えるまちづくり ～安心・安全なくらしづくり～

### 【保健・医療・福祉・子育て環境・生活環境・防災】

町内における少子・高齢化の急速な進展は、本町の場合高齢者比率 32.2%（平成 30（2018）年 12 月）と数字に表れており、今後この傾向は益々高まっていくことが予想されます。

すべての町民が健康で安心して暮らせるよう、「健康の増進」をキーワードに思いやりとやさしさに満ちたまちづくりとするため、総合的な保健・医療・福祉施策を推進していきます。また、町内の保健体制や医療体制の充実、障がいを持つ方や家族の負担軽減、広域連合や保健・医療・介護・地域包括支援センター等の関係機関との連携により、家庭や地域への支援活動の促進に努めます。

地域で生活する一人ひとりがやさしさと思いやりの心を持ち、お互いが協力し合い、助け合いながら、快適に暮らせる環境を整えるとともに、近年増加している災害対策と防災体制の充実など、安心・安全に暮らせる環境づくりを進めていきます。

また、今後益々家族構成や就業形態等が変化していくなかで、高齢者や障がい者、女性、外国人留学生等が社会活動への参加と生きがいを持った生活ができる就業の場とお互いが共生し豊かに生活できる機会の創出を進めます。

さらに、近年多様化する町民のニーズに対応するため、子育てにやさしい環境の充実、高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

### 施策の方向

#### ●保健

- ・地域医療、健康づくりの促進
- ・住民の健康増進（健康相談・健康教育の推進）
- ・生活習慣病予防対策事業（特定健診・保健指導の充実）
- ・町立診療所における特定健診無料化とがん検診の受診促進
- ・精神保健相談体制の推進
- ・妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業の推進
- ・子育て支援と連携した児童虐待予防事業の推進
- ・家族健康プログラム事業の推進

#### ●医療

- ・各種検診、予防接種の推進
- ・在宅医療の推進
- ・町立診療所の外来患者無料送迎の実施
- ・町立診療所業務システム化導入（電子カルテを含む。）
- ・町立診療所リハビリ機能の充実強化
- ・町立診療所施設の大規模改修、医療機器等の整備充実
- ・町内外の地域医療機関（旭川医大を含む。）及び院外薬局との連携強化

#### ●福祉

##### 児童福祉

- ・子ども緊急さぼねっと事業の推進

- ・子ども家庭支援の充実、養育支援事業の実施
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・DV対策、ひとり親家庭福祉の推進
- ・子ども発達支援センター事業の推進

#### **障がい者福祉**

- ・障がい者相談支援体制の充実（基幹相談支援センター等機能強化事業など）
- ・障がい者に対する理解促進、自立支援や活動支援事業の推進
- ・障がい者虐待の防止、地域生活支援拠点事業の実施
- ・地域総合支援協議会における地域課題の検討、体制整備の推進

#### **高齢者福祉**

- ・生きがい対策事業や健康づくり事業の推進
- ・介護予防、生活支援及び在宅介護支援体制の充実
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・包括的支援事業の推進（生活支援体制整備、認知症総合支援、在宅医療・介護連携推進など）
- ・地域包括支援センター体制強化と事業推進
- ・高齢者いきいきセンター事業、高齢者サロン等による高齢者の活動場所確保と各種事業の推進
- ・高齢者虐待の防止
- ・町立診療所における後期高齢者医療費の助成
- ・高齢者事業団及びシニアクラブ等高齢者の活動支援
- ・介護人材育成事業の推進
- ・民間事業者による高齢者福祉施設運営との連携強化
- ・高齢者が活躍できる仕組みやしごとづくりの推進
- ・共生暮らしのエリア、共生活躍拠点、交流施設等の構築

#### **地域福祉**

- ・ボランティア活動推進環境の整備充実
- ・民生委員・児童委員活動との連携及び支援
- ・社会福祉協議会活動との連携及び支援
- ・見守り訪問及び相談支援の推進
- ・無料定額診療処方支援助成事業の実施

#### **●子育て環境**

- ・安心安全な子育て環境の創出
- ・君の椅子事業、オリジナル出生届など特徴ある少子化対策の推進
- ・子育てサポート体制の充実
- ・不妊治療等に対する支援
- ・中学生以下に対する子ども医療費助成
- ・幼児センターにおける保育、子育て支援、幼児教育環境の充実
- ・0歳時保育、長時間保育などによる保育体制の充実
- ・民間小規模保育事業所への支援と連携強化
- ・子どもの遊び場、集いと学びの場確保と環境の充実

- ・旧文化交流館の利活用
- ・学童保育の推進と充実
- ・二世帯居住の推進
- ・子育て世代のしごとづくりシステム構築の推進

#### ●生活環境

- ・町民全てが安心して生活できる生活環境整備
- ・高齢者が生き生きと暮らせる環境整備と支援
- ・高齢者除雪サービス事業（高齢者世帯を対象とした除雪支援）
- ・高齢者の住環境整備推進（高齢者向け住宅整備、住宅改修支援など）
- ・地域交通対策の充実と交通費支援対策の推進
- ・墓地の造成及び管理体制の充実
- ・下水道の整備、長寿命化
- ・旭岳下水道処理施設の長寿命化
- ・合併処理浄化槽設置事業の推進と維持管理対策の充実
- ・ゴミ減量化及び資源化事業の推進
- ・公害防止対策の推進

#### ●防災（消防・防犯等を含む）

- ・防災計画の見直しと対応マニュアル等策定推進
- ・防災施設設備の整備推進（拠点避難所等の設備拡充）
- ・地域や町内事業者、消防等と連携した防災体制の構築
- ・防災や生活情報等のわかりやすい提供と発信
- ・防災無線デジタル化に対応するための更新整備
- ・異常気象等の自然災害に対応する防災対策の推進
- ・国や道等関係機関との連携による災害対策、河川整備対策事業等の推進
- ・自主防災組織の活動支援
- ・地域防災マネージャーの配置
- ・消防、消防団活動の推進、支援
- ・防火水槽整備事業の推進
- ・山岳遭難対策の推進
- ・交通安全教育の推進と啓発
- ・交通安全施設整備の推進
- ・防犯意識の啓発の推進

## 基本目標3 人と自然が共生するまちづくり ～美しい環境づくり～

### 【景観・土地利用・生活基盤整備・道路・交通】

本町は、大雪山を臨む田園風景等をはじめ美しい景観に恵まれた町であり、平成17（2005）年には北海道で初めて景観行政団体の指定を受けています。大雪山の自然が蓄えた雪解け水は、長い年月をかけて地中深く浸み込み、良質で豊かに湧き出る地下水となり、すべての町民の安心で豊かな生活を支えています。

この豊かな生活を守り、将来にわたり住みよい町であり続けていくためにも環境の保全を真剣に考え、優れた自然を守りながら気候・風土に合ったエコロジックな生活や企業経営を心がけるとともに、「景観づくりと環境保全」をキーワードに、快適な環境の中安全で安心な町民生活の確保が図られるよう努めます。

また、町民の繁栄に欠かせない社会資本の整備については、町の発展や魅力づくりの土台となる総合的・計画的な土地利用の推進、人と自然が共存するための自然災害対策や環境保全対策、本町の持つ自然環境や木を生かした緑豊かな住環境の形成や道路網の整備、さらには、地域の特性と住民のニーズに対応した公共交通や交通手段の確保など、自然への影響を最小限に抑え、人々の生活と生産を支える、確かなまちの基盤づくりを進めていきます。

### 施策の方向

#### ●景観（環境保全、水資源含む）

- ・美しい風景を守り育てる条例に基づく景観政策の推進
- ・農地・水・環境保全事業等と連携した農村地区の景観保全の推進
- ・美しい郷土を次世代につなぐ全町が一体となった美しい風景づくりの推進（道路、住宅等周辺の草刈など）
- ・沿道植栽事業の推進
- ・景観に配慮した住宅建設に対する支援
- ・大雪山国立公園の自然環境保全啓蒙活動の推進
- ・山林保全、植林活動等による水源保全の推進
- ・地域材利用の促進
- ・地下水保全対策の推進
- ・地下水状況調査事業の推進
- ・安心・安全な地下水の提供（おいしい水確保支援事業、飲料水供給施設整備事業の推進など）
- ・大雪旭岳源水活用事業の推進
- ・忠別ダムや周辺施設の利活用の推進
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業の推進
- ・新エネルギー及び自然エネルギー、木質バイオマス資源活用の推進

#### ●土地利用

- ・町独自の都市計画の見直しによる有効な土地利用の推進
- ・国営農地再編整備事業と連携する宅地集合化等の推進
- ・町全体の均衡ある維持発展へ向けた住宅地造成の推進及び調整



- ・住居表示の整備推進
- ・市街地地区地籍調査事業の推進

### ●生活基盤整備

- ・公営住宅整備事業の推進（南町1丁目団地整備、公園団地整備）
- ・公営住宅等ストック総合改善事業の推進（清流中央団地、公園団地、南団地）
- ・社会資本整備総合交付金事業（地域住宅計画事業）
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・民間住宅施策地域材利用促進、住宅機能向上事業の推進
- ・景観に配慮した住宅建設に対する支援【再掲】
- ・高齢者の住環境整備推進（高齢者向け住宅整備、住宅改修支援など）【再掲】
- ・時代にあった生活基盤の維持・確保の推進
- ・町内の公園維持活用と整備の推進
- ・子どもの遊び場、集いと学びの場確保と環境の充実【再掲】
- ・既存公共施設の長寿命化対策の推進
- ・公共施設案内看板の整備
- ・中山湧水地ふれあい公園整備事業
- ・忠別ダム林間親水広場整備事業
- ・東雲地区ふるさと公園整備事業

### ●道路

- ・町道の整備、長寿命化の推進
- ・社会資本整備総合交付金事業の推進
- ・道路ストック点検事業の推進
- ・道路環境、道路設備の充実と整備促進
- ・町道新設改良事業（東部地区公園道路、東忠別地区道路、新栄地区道路、西3号道路、西5号道路、西10号道路、北7線道路など）
- ・道道の整備促進
- ・橋梁の整備及び長寿命化事業の推進
- ・除雪体制の充実と間口除雪等の推進

### ●交通

- ・地域公共交通対策事業の推進（連携）
- ・バス路線の見直し推進
- ・町営バス（スクールバス）の更新、整備
- ・利便性の高い交通手段確保の推進（新たな公共交通システム構築など）
- ・高齢者の交通確保対策の推進
- ・乗合タクシー支援事業の推進
- ・バス停留所の環境維持、整備の推進
- ・道道を含む交通環境対策の検討推進

## 基本目標4 経済基盤豊かなまちづくり ～活力ある産業づくり～

### 【農業・林業・商工業・観光・写真の町】

活力あるまちづくりのためには、まちの基盤となる生活を維持するための職場や起業、産業の発展が必要不可欠であり、「経済の発展」のための手だてが重要なキーワードとなります。

本町の基幹産業である農業は農家戸数の減少と経営の大規模化など大きな転換期を迎えており、魅力ある農業の確立による農家所得の確保が大きな課題となっています。また、第二次産業の基幹である木工産業についても、時代の変移に伴い後継者不足が顕著化する中、高いデザイン性による新たなブランド価値が求められています。観光や商業などの第三次産業は、本町への移住者が増加する中で、カフェやレストラン、セレクトショップなどが増加しており、これまでの大雪山を中心とする観光から町全体を観光地として「にぎわい」を創出する観光へと変化してきています。

未来にわたり持続するまちづくりを行っていくためには、国内外を問わず地域外からの人を呼び込む必要があります。多くの人が集い交わることは、消費の拡大や新たな仕事を生み出すだけでなく、多くの人々の関心や興味を東川町に向けてもらうことにも繋がります。現在、本町の人口は微増を続けている状況ですが、地域経済の浮揚と雇用の場の確保を図り、起業の機会や新しい働き方を創出し、町民が安心して生活ができ、若者の定住を促すための魅力あるまちづくりと産業の発展が不可欠です。

それぞれが魅力ある産業として自立することはもとより、活力ある豊かなまちづくりを推進するため、地域経済を支える各産業が相互に連携し、本町の豊かな自然と立地条件、さらには東川の持つ個性を活かし、時代の変化に敏速に対応できる新しい感覚を持つ地域性豊かな地場産業の振興により、たくましい地域経済の振興を図っていきます。

さらには、「写真の町」宣言から35年に亘って培った信用と知名度を活かした、「写真の町東川賞」「東川町国際写真フェスティバル」の振興と四半世紀の節目を迎えた「写真甲子園」の実施を進めながら、写真の町事業の取り組みにより生じる新たな人の流れを生かし、農業や木工業をはじめとする基幹産業、町全体に「にぎわい」を創出する産業間の連携により、町の経済発展を図ります。

## 施策の方向

### ●農業

- ・農業経営基盤の強化推進
- ・恵みの田園づくり支援事業の推進（担い手対策事業、生産対策事業、販売対策事業、農政対策事業など）
- ・中山間地域等直接支払事業の推進
- ・多面的機能支払事業の推進
- ・農地流動化の促進
- ・国営緊急農地再編整備事業の推進
- ・道営水利施設等保全高度化事業の推進
- ・農業次世代人材投資（青年就農給付金）事業の推進
- ・農業後継者確保対策の推進
- ・農業後継者結婚対策の推進
- ・新規就農サポートセンターの推進

- ・いきいき農園整備事業の推進
- ・地産地消、産地直売事業の推進
- ・東川産農産物の地元飲食店、イベント等での活用推進
- ・東川産農産物を活かした商品開発の推進
- ・地元食材を生かした食品加工体験の推進（チャレンジキッチンの活用など）
- ・東川産ワイン事業の推進
- ・東川米を活用した日本酒醸造の推進（酒蔵誘致整備など）
- ・有害鳥獣被害防止計画に沿った駆除の推進
- ・猟銃資格保持者確保の推進

## ●林業

- ・森林保全、植林活動等による環境保全の推進
- ・森林整備対策事業の推進（下刈・除間伐事業の推進）
- ・未来につなぐ森づくり推進事業の推進（植栽事業の推進）
- ・町有林整備の推進（取得・造成・下刈・間伐・植栽など）
- ・林道維持整備の推進
- ・民有林維持管理活動に対する支援

## ●商工業

- ・中小企業育成事業の推進
- ・商工業に対する資金支援（融資保証料利子の補給など）
- ・企業等に対する支援事業（企業誘致・起業化支援・中小企業育成など）
- ・東川産農産物の地元飲食店、イベント等での活用推進【再掲】
- ・家具・木工業の振興とブランド化の推進
- ・地域特産加工品の開発支援
- ・商工業後継者の育成対策の推進
- ・商工業後継者結婚対策の推進
- ・地域資源を活かした仕事の創出
- ・多世代キャリア登録等による働く場や機会の確保
- ・地域に合った企業誘致の推進
- ・市街地内における施設整備再編の推進
- ・東川ユニバーサルカード（HUCカード）の普及と活用推進

## ●観光

- ・地域資源を活かした魅力ある観光地対策の推進
- ・町内観光資源のネットワーク化による来訪者町内循環の創出
- ・町の文化資源を活用した観光イベントの推進と体験型観光の推進
- ・国内外観光誘致の推進
- ・観光地復興支援インバウンド対策事業の推進
- ・温泉資源の確保保全（旭岳温泉及び天人峡温泉）
- ・エコツーリズム事業の推進
- ・観光地の施設整備、改修事業の推進

- ・天人峡地区引湯施設整備事業
- ・羽衣の滝遊歩道を活かした観光対策の推進
- ・キトウシ森林公園家族旅行村施設整備事業の推進（キトウシ高原ホテル再開発等）
- ・キャンモアスキー場の活用と誘客事業の推進
- ・療養型観光の推進

#### ●写真の町

- ・写真を通じた国内外との交流推進【再掲】
- ・写真文化及び写真文化首都の推進
- ・写真の町「東川賞」の充実
- ・写真少年団活動支援と子どもたちへの写真ワークショップ事業の推進
- ・全国高等学校写真選手権大会（写真甲子園）の推進
- ・写真の収集・管理・活用の推進
- ・映画『『写真甲子園』0.5秒の夏』の国内外上映、プロモーション支援の推進
- ・文化ギャラリー施設の充実（大規模改修、機能増進事業など）

## 基本目標5 参加と対話で築くまちづくり ～コミュニティづくり～

### 【地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携】

国内は、急速に進む少子・高齢化や地方から都市への人口流失により、地域間の格差は著しく進行する中にあり、都市と農村が持つそれぞれの役割が大きく見直されつつあります。

また、地方に生活する者の暮らしに大きな負担がかかる中、行政への住民ニーズがより複雑・多様化し、より質の高い行政サービスの提供が求められており、行政はもとより、地域自治振興会や町内会などの地域コミュニティが持つ機能と役割、さらには町民間の連帯感の醸成はますます重要なものとなっています。

町民と行政が一体となり、対話と参加により地域の課題を解決していくため、地域コミュニティ組織の育成・強化を図り、まちづくりを計画的に推進していく必要があります。

このため、町民が持つ様々な行政ニーズに対し、的確な把握ができる広報・広聴体制の充実を図り、適切な行政情報の提供などを効率的に行うことができる有効な情報通信システムの検討を進め、行政に対する町民の理解と関心を高めるとともに、女性や高齢者が社会に進出しやすい環境づくりを進め、地域ぐるみでコミュニティ活動の高揚を図り、連帯と協調にささえられた町民主体のまちづくりの推進に努めていきます。

さらには、役場組織の活性化を図り、情報の提供と共有により住民と同じ立場で考えることができる行政組織づくりを進め、地域コミュニティ組織との連携を積極的に行い、新しい時代の「東川らしさ」を共感でき、心が通ういきいきとした行政システムづくりを進めていきます。

### 施策の方向

#### ●地域コミュニティ

- ・地域自治活動との連携強化と支援
- ・自主的な地域活動に対する支援
- ・地域における移住者や日本語留学生との交流事業の推進支援
- ・多文化、多世代が共生する多様なコミュニティづくりの推進
- ・地域コミュニティセンター機能拡充、環境改善整備の推進
- ・地域コミュニティセンターを活用した住民の活動場所の確保と支援
- ・地域集会所、会館改修事業への支援
- ・町内会加入促進の推進
- ・町内会再編の推進と支援強化

#### ●情報発信

- ・広報等による情報提供の充実
- ・Webサイトやアプリ等を活用した情報発信の推進
- ・「せんとぴゅあ」等公共施設における情報発信機能の充実
- ・防災無線デジタル化に対応する更新整備【再掲】
- ・「写真の町」ひがしかわ株主事業の推進等による関係住民、応援住民の拡大推進
- ・地域おこし協力隊の活用による情報発信の推進
- ・ひがしかわ出身会との連携による情報発信の推進

## ●行財政

- ・適正、公平な税務行政の推進
- ・税収の安定的確保対策の推進
- ・持続可能な行財政運営の確立
- ・自主自立のための財源確保の推進（外資財源、自主財源、特定財源の確保）
- ・「写真の町」ひがしかわ株主事業による財源確保と事業推進
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用推進
- ・人脈とつながりを活かした企業等との連携強化
- ・行政サービスの質の向上と住民満足度の向上
- ・時代に対応できる職員の養成と適正配置
- ・行政事務改善と行政事務効率化の推進
- ・公共施設の効率的な運用と利用促進の推進
- ・住民との協働によるまちづくりの推進

## ●広域連携

- ・広域連合、一部事務組合、上川広域滞納整理機構等との連携強化
- ・定住自立圏構想による取り組みの推進
- ・上川圏域や北海道、道外他地域と連携した観光事業等の推進
- ・課題等を共有する他自治体等との連携
- ・民間企業等と連携した取り組みの推進